

第8章 投資形態

1. 代表的な進出形態

インド進出にあたっては、主に、現地法人、駐在員事務所 (Liaison Office)、支店 (Branch Office)、プロジェクト・オフィス (Project Office)、有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership) の 5 形態がある。

2. 進出形態の概要

(1) 現地法人

現地法人の設立形式は図表 8-1 のとおり、構成員の責任範囲によって 3 つに分けられる。多くの日系企業は株式払額を限度とする株式有限会社の形態をとる。

図表 8-1 現地法人の設立形態

会社の形態	条件等
株式有限会社 (company limited by shares)	株主が有する株式の引受価額を限度とする責任を負う会社形態
保証有限会社 (company limited by guarantee)	株主の責任が基本定款にあらかじめ定めた金額に限定される会社形態
無限責任会社 (unlimited company)	会社債権者に対して会社とともに無限連帯責任を負う会社形態

(出所) JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

株式有限会社は、図表 8-2 のとおり、公開会社と非公開会社に分類される。

日系企業が進出するにあたっては、コンプライアンス面で遵守義務などが少なくなるため、非公開会社とする場合が多い。非公開会社を選択する場合には、基本定款において、株式譲渡制限、株主数は原則 2 名以上 200 名までであることを規定する必要がある。

図表 8-2 株式有限会社の設立形態

会社の形態	条件等
公開会社	非公開会社でない法人。株主は7人以上、取締役は3名以上、うち1人は居住取締役である必要がある。（居住取締役：当会計年度中182日以上インドに滞在した取締役のこと。）
非公開会社	社債の公募はできず、株式譲渡が制限されている。株主数は2名以上200名までの制約がある。取締役は2名以上、うち1人は居住取締役である必要がある。

（出所）JETRO ウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」を参考に作成

(2) 駐在員事務所 (Liaison Office)

駐在員事務所は、一般的に海外の本社とインドの潜在的な顧客との間の連絡拠点として設立され、営業活動や売買活動を直接的・間接的に行うことを禁止されている。事業活動として認められているのは、外国親会社・グループ会社の代理業務、インドとの輸出入促進業務、外国親会社・グループ会社とインド地場企業との技術・資本提携促進業務、連絡調整業務などである。全ての経費は本国からの銀行経由の送金により賄う必要があり、インド国内での借入はできない。

設立には、インド準備銀行 (RBI) による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、過去 3 年間の各年度において利益を計上していて、純資産額が 5 万米ドル相当以上あることなどが条件となっている。承認期間は通常 3 年間で、3 年ごとの更新が必要である。

(3) 支店 (Branch Office)

本国本社を代理して貿易、または各種サービス（コンサルティングサービス、技術支援など）の提供などの商取引を目的とする場合に選択されることが多い形態である。一定の営利活動は認められているが、インド国内での製造・加工活動は禁止されている。全ての経費は本国からの銀行経由の送金及び現地獲得利益で賄う必要があり、インドでの借入はできない。支店は製造ができないこと及び借入ができないことを除き、ほぼ現地法人形態と同様の業務を行えるが、親会社の活動（商品の輸出入、法律業務の実務を除く専門的・コンサルティングサービスの提供、調査活動など）の範囲内の業務に限定される。

設立には、駐在員事務所の設立と同様にインド準備銀行 (RBI) による事前認可が必要である。認可にあたっては、本国本社が、過去 5 年間の各年度において利益を計上していて、なおかつ純資産が 10 万米ドル以上であることなどが条件となっている。

(4) プロジェクト・オフィス (Project Office)

大規模な建設事業などのプロジェクト実施を目的に設立される形態である。その活動はプロジェクトの遂行業務に限定され、プロジェクト終了後は撤退することが前提となっている。プロジェクト実施のための契約をインド企業と締結していること、プロジェクトが必要な規制当局の承認を得ていることに加え、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。

- ・ 海外からの送金によって直接資金提供されている。
- ・ プロジェクトが二国間もしくは多国間の国際金融機関により資金提供されている。
- ・ 契約相手方となるインドの企業または事業体が、プロジェクトのためにインドの公的金融機関または銀行からタームローンを付与されている。

経費は、インド準備銀行（RBI）の許可を得た本国からの送金やプロジェクトの対価などで賄うこととされている。

設立にあたっては、一定の条件のもとインド準備銀行（RBI）の事前承認は不要となっている。

(5) 有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership : LLP)

出資者が出資額までしか責任を負わないという有限責任制を有しつつ、パートナーシップ契約に基づき比較的自由に内部を運営することが可能な形態である。

外国直接投資が自動承認ルートで 100%認められ、かつ投資にあたり条件付けのない分野については、自動承認ルートで設立可能である。ただし、その場合であっても、外国直接投資の受入れに際しては、政府または外国投資促進委員会（FIPB）の事前承認が必要である。それ以外の分野については、LLP の設立は認められていない。

ひとつメモ 5：独資 vs 合弁

インド進出にあたり、独資で進出するか、合弁会社を設立するか、どちらが良いのだろうか。インド進出済み企業に聞いてみると、独資で進出する場合は、相応の資本量や現地の運営体制が必要であるため、よほど体制が整っている企業でなければ困難である、という声が聞かれた。日本では名の通った企業であっても、最初はマイノリティ出資から始めるケースや、現地に進出する以前に販売代理店を通じた自社製品の販売から入り、現地ニーズとのフィットを確認する場合もある。

他方で、合弁会社を設立する場合も、資本比率 49% のマイノリティ出資の場合は、インドの現地企業の意向に左右され、自社の意向を反映した意思決定が難しいため、マジョリティ出資を推奨するとの意見もあった。

合弁で進出する場合は特に、自社の意向に沿った経営ができるよう、現地の合弁相手を慎重に選ぶことや、後ほどトラブルにならないよう、諸条件を詳細に定めることが重要である。